

鴨川市施設予約システム運用要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月30日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第92号

鴨川市施設予約システム運用要綱の一部を改正する告示

鴨川市施設予約システム運用要綱（平成29年鴨川市告示第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(鴨川市芝浜プールを除く。)」を削る。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。